

母性保護連盟と母子ホーム**—山高しげりの事跡をたどって—**

○ 同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程 今井 涼 (会員番号 008661)

キーワード：山高しげり 母子ホーム 母性保護連盟

1. 研究目的

本報告は山高しげりの研究の一環として、彼女が戦前に所属していた母性保護連盟の活動に焦点をあてたものである。母性保護連盟とは、1934年に母性保護法制定促進婦人連盟（後に母性保護連盟と改称、以下「連盟」）として発足したもので、その設立の直接の目的は当時社会問題となっていた、困窮母子の救済と母子心中対策の樹立とにあった。連盟は徐々に戦時色が強まる時代情勢のなかで、母子扶助法や家事調停法の制定をめざした対議会運動、困窮母子に対する各種支援のための運動等の様々な活動を展開し、「母性」の擁護を図った。連盟による運動は、母子保護法や家事調停法の成立という形で一定の成果を収めている。連盟のこうした活動のなかで、母子ホームに関する活動は大きな地位を占めていたものの、従来の研究では充分には明らかにされてこなかった。本報告は、連盟と母子ホームとの関わりを、機関紙・常任委員会報告書等の資料から検討することを直接の目的とするものである。母子ホームと連盟との関わりを明らかにできれば、同連盟において母性保護の要求が形成された過程の一端を明らかにすることができ、母性保護連盟の母性保護が何を目指していたのか、より鮮明に浮かびあがらせることができると考える。

2. 研究の視点および方法

先行研究には一番ヶ瀬(1971)や鈴木(1995)、志村(1983)、今井(2005)等がある。代表的なものは一番ヶ瀬(1971)の研究で、同連盟の請願や陳情を分析して運動の社会的性格を明らかにしている。鈴木(1995)は運動の概要を簡潔にまとめ、志村(1983)は女性問題の視点から、また今井(2005)は母子保護法制定までの過程でその活動を紹介している。

しかしながらこれらの研究では主として同連盟の請願・陳述等が分析対象であり、また資料的限界もあって、対議会運動以外の活動内容については叙述されるに留まっている。本報告では、母性保護連盟の機関紙にくわえて母性保護連盟常任委員会報告書をも分析の対象に含めることで、連盟のめざす母性保護において母子ホームがどのような位置付けであったのか、母子ホーム拡充を図ることで連盟が何を実現しようとしたのか、従来あまり焦点化されてこなかった連盟と母子ホームの関わりを検証する。

研究方法は、文献研究による。一次史料として母性保護連盟常任委員会報告書と、連盟の機関紙「母性保護連盟会報」、全国母性保護運動機関紙の「母性保護」等を用いる。ただし、母性保護連盟常任委員会の報告書は「市川房枝記念会婦人参政関係史資料」に収集を抛っているため、欠落している部分がある。その欠落を埋めるため、山高しげりを中心に、連盟の中核を担っていた常任委員当事者の著書や著述等を補足的に用いる。

3. 倫理的配慮

本研究の倫理的配慮については、日本社会福祉学会の研究倫理指針にしたがって厳密に行った。

4. 研究結果

連盟ではその設立当初から母子扶助法の制定運動と並行して、母子ホーム設置に関して対議会運動を行っている。母子保護法の成立以前には「生活に行き悩む母と子の救はれる道として、母子ホームは最も重要な意義を持っている」として、後手に回る行政の困窮母子施策の代わりに当座の対策として位置付けていた(『母性保護連盟会報』第4号)。また、1935年には東京市が母子ホームを設置するとの情報を得て、連盟として市側と交渉を行っているが、報告書の記載ではこの際、運営者を女性にすることや、ホーム内の生活のあり方、相談所設置等を提案していたことが判明した(1935年第十回常任委員会報告)。母子ホームは連盟側の主張をある程度反映する形で、1937年に「恵和母子寮」として開所した。母子保護法の制定後にも母子ホーム設置の主張は継続されている。軍人扶助法適用者のための母子ホームが増える一方、母子保護法による母子ホーム設置にかかる厚生省予算が半減したことを問題視し、困窮母子のニーズに応えるためには母子ホームのさらなる増設が必要である旨、事例を挙げながら主張している(『母性保護』第2号)。

5. 考察

恵和母子寮開設の際の運動の様子から、連盟は、母子の実際的なニーズに応え、かつ当事者自身による自立的な共同生活空間としてのホームの運営をめざしていたと考えられる。また、連盟も参加した母子福祉関係者座談会では、夫不在の女性の性被害の問題について「母子ホームはその点安心」との言もあり、母子の避難・保護シェルターとしての役割も期待されていたことがうかがえた(『母性保護』第3号)。

以上のことから連盟では母子ホームを、困窮した母子の生活ニーズに直接応えるための施設として位置付けていたことがわかった。そして戦後の山高の証言などから、彼女が連盟の母子ホームに関する活動において中心的な役割を担っていたことが推察された。その実証は今後の課題としたい。

参考文献

一番ヶ瀬康子(1971)「母子保護法制定促進運動の社会的性格について」『現代社会福祉論』時潮社、29-51。

今井小の実(2005)『社会福祉思想としての母性保護論争—“差異”をめぐる運動史—』ドメス出版。

志村明子(1983)「母性保護法制定運動についての一考察—母性保護連盟の活動を中心に—」『花園大学研究紀要』14, p77-96。

鈴木裕子編(1995)『日本女性運動資料集成 第7巻生活・労働IV 生活・労働の現場での女性運動』不二出版。